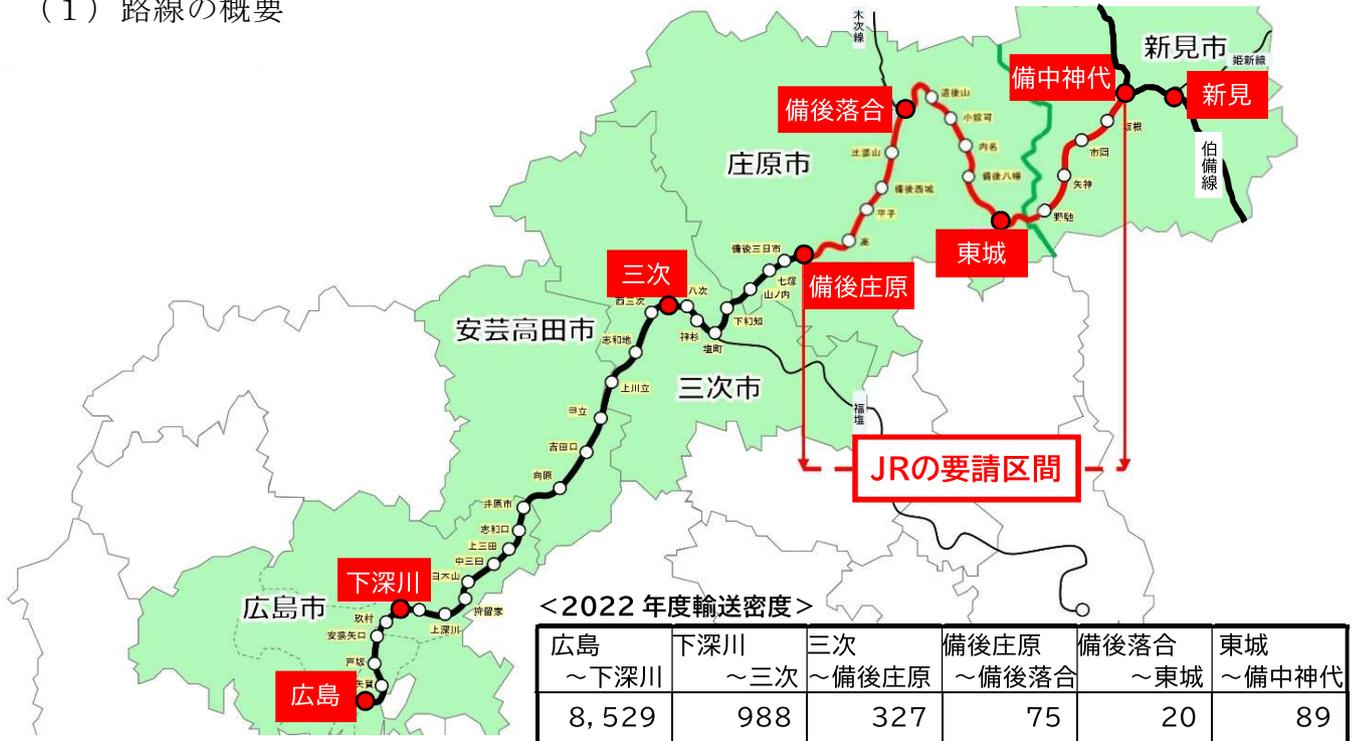


JR芸備線の再構築協議について

1 芸備線について

(1) 路線の概要



(2) これまでの取組

- ① 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議
 - ・ 岡山県、新見市、広島県、庄原市、JR西日本中国統括本部が参加
 - ・ 令和3(2021)年8月以降、これまでに計6回開催
- ② JR芸備線に関するヒアリング
 - ・ 岡山県、広島県の共催、国及び沿線市も参加
 - ・ 令和5(2023)年2月以降、これまでに計3回開催

2 再構築協議会制度について

(1) 根拠

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）
 - ・ 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」）
- ※地域交通法及び基本方針は、令和5(2023)年10月1日改正

(2) 設置基準

- ・ 沿線地方公共団体又は鉄道事業者から要請があった場合、国が設置を判断
- ・ 当面、輸送密度1,000人未満の区間を優先

(3) 協議内容

- ・ 対象区間に係る交通手段再構築（iまたはii）について協議を行う。
 - i 鉄道による輸送を維持するとともに、駐車場の改良、運行計画の変更その他の措置により利用者の利便を確保すること
 - ii 鉄道の全部又は一部をバス等に転換し、停留所の新設、運行回数の増加その他の措置により利用者の利便を確保すること

(4) その他

- ・ 交通手段再構築を行った場合、国の補助事業等による支援が受けられる。
- ・ 国の再構築協議会に参加するほか、地域交通法に基づく法定協議会等で協議を行うことも想定されている。

3 国の意見聴取について

(1) 趣旨

- ・ JRからの要請を受けて、国が再構築協議会を設置する必要性及び対象区間を判断するにあたり、関係する地方公共団体の意見を聞くもの

(2) JRからの要請内容

- ・ 路線 芸備線
- ・ 区間 備中神代駅から備後庄原駅まで
- ・ 関係地方公共団体 岡山県、新見市、広島県、庄原市

(3) 意見聴取項目

- ① 基本方針二3の協議会（※）等において協議を行うか、再構築協議会での協議に参加するかの別
- ② 再構築協議会以外で協議する場合はその理由
- ③ 再構築協議会の構成員として適切と考える者がある場合、その者の名称及び当該者が適切と考える理由
- ④ その他再構築協議会の組織等に関する意見

（※）基本方針二3の協議会

地域交通法に定める、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための法定協議会と同じ

→各市町村に設置されている「地域公共交通会議」がこの協議会に該当

(4) 回答期限

11月27日（月） ※当初の期限11月2日（木）から変更

4 回答の方向性

要請区間のうち岡山県域にかかる区間について、再構築の協議を始めることとする。

○ 回答と併せて、以下のとおり意見を述べることとする。

- ・ 芸備線沿線地域だけでなく、新見市全体への影響についても考慮する必要があることから、基本方針二3の協議会に該当する「新見市地域公共交通会議」において、国の関与を受けながら協議を行うことが望ましいと考える。
- ・ ただし、国により再構築協議会が設置された場合は、再構築協議会へ参加することとする。その場合は、本県及び新見市の意見が十分に反映されるような協議体制とし、協議の内容が市全体へ与える影響についても配慮がなされることを求める。
- ・ なお、「新見市地域公共交通会議」において協議を行う場合には、既に構成員となっている県及び中国運輸局岡山運輸支局に加え、鉄道に関する見識及び県域を越える広域的な視点を有する者として、中国運輸局（本局）にも参画を求める。